



公明党
もとやま
本山

えいこ
英子

議員

児童福祉法の改正について

問 児童をとりまく環境についてはどうか。

答 教育長 児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しており、家庭児童相談室での虐待相談件数は、年間90件を超えています。

今回の児童福祉法の改正にあるように、児童福祉法の意義を明確化し、総合的な対策を行い、市の全ての子どもたちが等しく健やかに育つように取り組んでいきます。

問 連絡調整及び支援体制についてはどうか。

答 保健福祉部長 市では、児童虐待等で保護を要する児童及び支援が必要とされる児童やその保護者に対し、要保護児童対策地域協議会を組織し、関係機関を通じての情

報共有、役割分担による連携を図っています。虐待の対応については、『千葉県子ども虐待対応マニュアル』に基づいて行っています。虐待の通告がある

と、要保護児童対策地域協議会のケースとなり、緊急受理会議を開催します。まず、子どもの安全確認を実施し、緊急度と児童相談所送致か地域支援かの判断をします。その後、ケース検討会議を開催し、安全確認時の子ども、家庭の状況をもとに、アセスメントを行い、今後の支援方針及びさらなる調査の検討を行います。また、必要に応じて開催する個別支援会議では、支援機関が集まり、情報共有や支援内容と役割分担の確認を行っています。

問 職員の研修等についてはどうか。

答 保健福祉部長 県主催の研修会等に関係職員が積極的に参加し、知識を高めるとともに、ケース対応、技術等の向上を図っているところです。市独自の研修会の開催も考えていきたいと思っております。

子ども家庭総合支援拠点について

問 市の家庭児童相談室の現状はどうか。

答 保健福祉部長 平成18年度から家庭児童相談室を設置しており、非常勤職員の家庭相談員3名をもつて、広く相談に応じられるよう、土日を除く、平日の午前9時から午後5時まで開設して、対応しています。

問 現在ある家庭児童相談室を拡充して、子ども家庭総合支援拠点としてはどうか。

答 保健福祉部長 子ども家庭総合支援拠点ですが、平成30年4月の設置を目指し、家庭児童相談室の機能を拡充して、対応するため、現在、準備を進めているところです。

問 子ども家庭総合支援拠点について、来年度の開設へ向けて、十分な人的配置をお願いしたいと思うがどうか。

答 保健福祉部長 第2次総合計画の策定において、検討していきます。



公共交通について

問 現在の基幹バスとあいのりくんの連携型のほかに、あいのりくんから、他地域のあいのりくんへの乗りかえ制度を考えてはどうか。

答 総務部長 基幹バスの運行事業者に対し、乗客の乗りこぼしが発生しないよう十分な配慮を要請していますが、今後も引き続き要請するとともに、運行ダイヤの見直しについても協議を行い、利便性の向上に努めていきます。

問 JR等の公共交通との乗り継ぎはどうか。

答 総務部長 財政負担などを踏まえ、医療機関など、限定した区域外の目的地の運行について、今後、地域公共交通活性化協議会で検討を行っています。



あいのりくん (乗合タクシー)



さんバス (基幹バス)